

文部科学省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）	1
○ 文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）	27
○ 独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令（平成十五年政令第三百七十号）	28
○ 独立行政法人国立美術館法施行令（平成十八年政令第六十二号）	29
○ 独立行政法人国立文化財機構法施行令（平成十八年政令第六十三号）	30

文部科学省組織令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 文化庁</p> <p>第一款 特別な職（第九十三条・第九十四条）</p> <p>第二款 内部部局（第九十五条―第一百五条）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>附則</p> <p>第一章</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等 （生涯学習政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 文化庁</p> <p>第一款 特別な職（第九十三条）</p> <p>第二款 内部部局</p> <p>第一目 長官官房及び部の設置等（第九十四条―第九十八条）</p> <p>第二目 課の設置等（第九十九条―第一百一十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等 （生涯学習政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇十五 (略)

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

十九 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習に関すること。

二十 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育のための補助に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

二十三～二十七 (略)

二十八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的

一〇十五 (略)

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十九 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。

二十 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

二十二 社会教育のための補助に関すること。

二十三～二十七 (略)

二十八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的

な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十・三十一 (略)

(削る)

三十二 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関すること。

(初等中等教育局の所掌事務)

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

十〇九 (略)

二十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限

な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

三十・三十一 (略)

三十二 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること

三十三 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関すること。

(初等中等教育局の所掌事務)

第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

十〇九 (略)

二十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設並びに産業教育のための施設の整備に係るものに限

る。() に関すること(スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。)。

二十一～二十四 (略)

二十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)。

二十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)。

二十七～三十一 (略)

(高等教育局の所掌事務)

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)。

五～十七 (略)

十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)。

る。() に関すること(スポーツ庁の所掌に属するものを除く。)。

二十一～二十四 (略)

二十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)。

二十六 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。)。

二十七～三十一 (略)

(高等教育局の所掌事務)

第六条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)。

五～十七 (略)

十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。)。

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十〇 略

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 略

2 (略)

第二目 生涯学習政策局

(生涯学習推進課の所掌事務)

第二十六条 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十〇 略

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 略

2 (略)

第二目 生涯学習政策局

(生涯学習推進課の所掌事務)

第二十六条 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 略

四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）。

六〇八 (略)

九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

十一 (略)

(社会教育課の所掌事務)

第二十八条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習に関すること。

三 社会教育のための補助に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属する

六〇八 (略)

九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

十一 (略)

(社会教育課の所掌事務)

第二十八条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。

三 社会教育のための補助に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するも

ものを除く。)

五 公立の図書館(学校図書館を除く。)、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に關すること(スポーツ庁及び文化庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。)

八 教育関係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 初等中等教育の基準の設定に關すること(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

七 十二 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

ものを除く。)

五 公立の図書館(学校図書館を除く。)、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に關すること(スポーツ庁並びに青少年教育課及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。)

六 (略)

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。)

八 教育関係職員、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び他課の所掌に属するものを除く。)

九 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営に關すること。

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第三十三条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 初等中等教育の基準の設定に關すること(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)

七 十二 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

四〇十 (略)

十一 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案（学校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

(教育課程課の所掌事務)

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

一・二 (略)

三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

四〇十 (略)

十一 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案（学校施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

(教育課程課の所掌事務)

第三十五条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五・六 (略)

(幼児教育課の所掌事務)

第三十七条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。)に關すること(スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁及び文化庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十八条 特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五・六 (略)

(幼児教育課の所掌事務)

第三十七条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の施設の整備に係るものに限る。)に關すること(スポーツ庁の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ庁並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。)

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十八条 特別支援教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものを除く。）の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

四 (略)

五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

七・八 (略)

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 大学における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 (略)

六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所

一・二 (略)

三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものを除く。）の設定に関すること（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

四 (略)

五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

七・八 (略)

(大学振興課の所掌事務)

第四十六条 大学振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 大学における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

五 (略)

六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属する

掌に属するものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 (略)

(専門教育課の所掌事務)

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四・七 (略)

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌

ものを除く。）。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁並びに初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

八 (略)

(専門教育課の所掌事務)

第四十七条 専門教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四・七 (略)

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するもの

に属するものを除く。)

十 (略)

(私学助成課の所掌事務)

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に關すること(スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

第二章 外局

第一節 (略)

第二節 文化庁

第一款 特別な職

(次長)

第九十三条 文化庁に、次長二人を置く。

(文化財鑑査官及び審議官)

第九十四条 文化庁に、文化財鑑査官一人及び審議官二人を置く。

2| 文化財鑑査官は、命を受けて、文化庁の所掌事務のうち文化財(文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。)に關する専門的、技術的な重要事項に係るも

を除く。)

十 (略)

(私学助成課の所掌事務)

第五十二条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に關すること(スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに参事官の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

第二章 外局

第一節 (略)

第二節 文化庁

第一款 特別な職

(次長)

第九十三条 文化庁に、次長一人を置く。

(新設)

のを総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第二款 内部部局

(削る)

(削る)

(課及び参事官の設置)

第九十五条 文化庁に、次の九課及び参事官二人を置く。

政策課

企画調整課

文化経済・国際課

国語課

著作権課

文化資源活用課

文化財第一課

文化財第二課

宗務課

第二款 内部部局

第一目 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第九十四条 文化庁に、長官官房及び次の二部を置く。

文化部

文化財部

(長官官房の所掌事務)

第九十五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三 機密に関すること。

四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

七 文化庁の保有する情報の公開に関すること。

八 文化庁の保有する個人情報保護に関すること。

九 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

- 十 広報に関すること。
- 十一 文化庁の機構及び定員に関すること。
- 十二 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十三 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。
- 十五 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。
- 十六 文化庁の行政の考査に関すること。
- 十七 文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十八 地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び文化財部の所掌に属するものを除く。）^イ
- 十九 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化庁及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化庁及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。
- 二十二 文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十三 文化審議会の庶務（国語分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。

(削る)

二十四 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(文化部の所掌事務)

第九十六条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条及び第四百四条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 二 文化の振興のための助成に関する事。
- 三 劇場、音楽堂その他の文化施設に関する事（文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催する事。
- 五 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関する事（外交政策に係るものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。
- 七 教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。
- 八 国語の改善及びその普及に関する事。
- 九 外国人に対する日本語教育に関する事（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 アイヌ文化の振興に関する事（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に

関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。

十一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十二 独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

(文化財部の所掌事務)

第九十七条 文化財部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 アイヌ文化の振興に関すること（文化部の所掌に属するものを除く）。
- 三 文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。

(審議官及び文化財鑑査官)

第九十八条 長官官房に審議官一人を、文化財部に文化財鑑査官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、著作権等に関する重要事項その他の文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 文化財鑑査官は、命を受けて、文化財部の所掌事務のうち文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(政策課の所掌事務)

第九十六条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 表彰及び儀式に関すること。
- 四 恩給に関する連絡事務に関すること。
- 五 機密に関すること。
- 六 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 九 文化庁の保有する情報の公開に関すること。
- 十 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十一 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 文化庁の機構及び定員に関すること。

第二目 課の設置等

(長官官房に置く課)

第九十九条 長官官房に、次の三課を置く。

政策課

著作権課

国際課

(政策課の所掌事務)

第一百条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 表彰及び儀式に関すること。
- 四 恩給に関する連絡事務に関すること。
- 五 機密に関すること。
- 六 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 九 文化庁の保有する情報の公開に関すること。
- 十 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十一 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 文化庁の機構及び定員に関すること。

十四 文化庁の事務能率の増進に関すること。

十五 文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十六 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十七 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

十九 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

二十 文化庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

二十一 庁内の管理に関すること。

二十二 文化庁の行政の考査に関すること。

二十三 文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

(削る)

二十四 文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

(削る)

二十五 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十四 文化庁の事務能率の増進に関すること。

十五 文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十六 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十七 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

十九 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

二十 文化庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

二十一 庁内の管理に関すること。

二十二 文化庁の行政の考査に関すること。

二十三 文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十四 地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く)。

二十五 文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十六 文化審議会の庶務(国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。)に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画調整課の所掌事務)

第九十七条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 四 博物館による社会教育の振興に関すること。
- 五 学芸員となる資格の認定に関すること。
- 六 アイヌ文化の振興に関すること(国語課の所掌に属するものを除く)。
- 七 文化審議会の庶務(国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。)に関すること。
- 八 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

(文化経済・国際課の所掌事務)

第九十八条 文化経済・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 文化庁の所掌事務に関する税制に関する調整に関すること。
- 三 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること(他課及び参事官の所掌に属するものを除く)。

(新設)

(新設)

四 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（著作権課の所掌事務）

第百一条 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 著作権等の保護及び利用に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。

二 文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。

（国際課の所掌事務）

第百二条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。

二 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。

三 著作権等に関する条約に関する事務を処理すること。

（文化部に置く課）

第百三条 文化部に、次の三課を置く。

芸術文化課

国語課

宗務課

（削る）

(削る)

(芸術文化課の所掌事務)

第百四条 芸術文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 文化の振興のための助成に関すること。
- 四 劇場、音楽堂その他の文化施設に関すること（文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 六 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 八 教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、文化部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国語課の所掌事務)

第九十九条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国語の改善及びその普及に関すること。

(国語課の所掌事務)

第百五条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国語の改善及びその普及に関すること。

- 二 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。

（著作権課の所掌事務）

第百条 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権（次条第一号及び第百五条第一号において「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。
- 二 文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。

（文化資源活用課の所掌事務）

第百一条 文化資源活用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化（著作権等に係る事項を除く。以下この号において同じ。）に係る資源の活用（第百五条第五号から第八号までに規定するものを除く。）による文化の振興に関すること。
- 二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 文化財についての補助及び損失補償に関すること。

（文化財第一課の所掌事務）

第百二条 文化財第一課は、次に掲げる事務（第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを

- 二 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。

（新設）

（新設）

（新設）

除く。)をつかさどる。

- 一 建造物以外の有形文化財の保存に関すること。
- 二 無形文化財の保存に関すること。
- 三 民俗文化財の保存に関すること。
- 四 文化財の保存技術の保存に関すること。
- 五 文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。

(文化財第二課の所掌事務)

第三百三条 文化財第二課は、次に掲げる事務(文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。)をつかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存に関すること。
- 二 記念物の保存に関すること。
- 三 文化的景観の保存に関すること。
- 四 伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。
- 五 埋蔵文化財の保存に関すること。

(宗務課の所掌事務)

第四百四条 宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(新設)

(宗務課の所掌事務)

第四百六条 宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(参事官の職務)

第百五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第五号から第八号までに掲げる事務にあつては、文化財についての補助及び損失補償に係るものを除く。）を分掌する。

- 一 文化（文化財に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条において同じ。）の振興（文化に係る資源の活用によるものを除く。次号及び第四号において同じ。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 文化の振興のための助成に関すること。
- 三 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 四 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 五 建造物以外の有形文化財の活用に関すること。
- 六 無形文化財の活用に関すること。
- 七 民俗文化財の活用に関すること。
- 八 文化財の保存技術の活用に関すること。
- 九 学校における芸術に関する教育の基準の設定に関すること。
- 十 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校における芸術に関する教育に係るものに限る。）に関すること。
- 十一 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十二 教育関係職員その他の関係者に対し、学校における芸術に関する

(新設)

教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(削る)

(文化財部に置く課等)

第一百七条 文化財部に、次の三課及び参事官一人を置く。

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

(伝統文化課の所掌事務)

(削る)

第一百八条 伝統文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化財部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 文化財についての補助及び損失補償に関すること。

四 無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術の保存及び活用に関すること。

五 アイヌ文化の振興に関すること(文化部の所掌に属するものを除く)。

六 文化審議会文化財分科会の庶務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、文化財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(美術学芸課の所掌事務)

(削る)

第百九条 美術学芸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建造物以外の有形文化財の保存及び活用に関すること（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。
- 三 独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関すること。

(記念物課の所掌事務)

(削る)

第百十条 記念物課は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 記念物及び文化的景観の保存及び活用に関すること。
- 二 埋蔵文化財の保護に関すること。

(参事官の職務)

(削る)

第百十一条 参事官は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関すること。

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、文化庁企画調整課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては、文化庁国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財第一課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第九条 審議会の庶務は、文化庁長官官房政策課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては、文化庁文化部国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁長官官房著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財部伝統文化課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁文化芸術文化課において処理する。</p>

○独立行政法人国立美術館法施行令（平成十八年政令第六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。</p>
<p>現 行</p>	<p>1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁文化芸術文化課において処理する。</p>

○独立行政法人国立文化財機構法施行令（平成十八年政令第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。
現 行	1・2（略） 3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁文化財部美術学芸課において処理する。